

福島県歴史資料館の震災被害について

福島県歴史資料館歴史資料課長

山内 幹夫 やまうち・みきお

1. 地震発生時の様子

福島県歴史資料館（以下当館とする）は福島市街地北側の信夫山の麓に位置し、福島県文化センターの敷地内に所在している。福島県文化センターは当館と文化会館とが一体となった複合施設である。

平成23年3月11日午後2時46分に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島市は震度6弱の激しい揺れに襲われ、震度4以上の揺れを約150秒観測している。当館は、激しい揺れにともない廊下の壁が大きく崩れてロッカーが倒れ、館内には窓ガラスが割れる音が響き、書棚も次々に倒れ、机が床の上を泳ぎ天井の空調ダクトが落下するというありさまであった。隣接する民家では屋根瓦が次々と割れて落ちてゆくのが見えた。一度揺れがおさまった頃合いを見計らって文化会館の前庭芝生に全職員避難した。本震後も震度4～震度5クラスの余震が頻発した。本稿では当館の震災被害と震災後の復旧の経過について報告する。

2. 福島県歴史資料館の震災被害

この烈震により当館は建物に30箇所以上の損傷を受けた他、事務室・閲覧室・研究室・資料整理室内の書棚が倒れ、文書庫・収蔵庫においては資料を収納する棚がずれて動き、数多くの収蔵資料が棚から落下して散乱した。

当館の建物の主な損傷を見ると1階展示室の大ガラス3枚が破損して2枚に亀裂が入り、2階通路の壁面が3箇所大きく剥落、閲覧室天井の空調ダクトが落下した他、事務室や資料整理室・研究室の空調ダクトにもずれが生じた。各階壁面や天井・

窓ガラスに多くの亀裂が入ったものの、鉄筋コンクリートの柱や壁体に致命的な亀裂等が認められなかったことは幸いであった。ちなみに同じ敷地内にある文化会館は大ホールや3階展示室の天井が落下し、窓ガラスも90枚以上が破損するという大きな被害を受けた。さらに全館の空調設備、スプリンクラーなどの消防設備、給排水系統、ボイラーなどの機械系統も損傷を受けた。

地震発生時には文化会館に来館者がいたものの、人的被害が発生しなかったのは奇跡的としか言いようがない。本震後も震度5を含む強い余震が連続的に発生して建物への立ち入りが危険なため、翌12日より当館と文化会館を休館とした。震災直後は停電となり機械警備が遮断され、多くの窓ガラスが破損して夜間に外部から人が館内に立ち入ると危険なため、地震発生当日の夜から屋外に駐車している公用車に職員が交替で泊まり込み、しばらくの間職員による宿直警備を行った。福島県は甚大なる震災被害を受けて3月13日に福島県内の教育文化5施設（福島県文化センター・福島県文化財センター白河館「まほろん」・アクアマリンふくしま・福島体育館・荻野漕艇場）について県民の安全確保のため当面使用を禁止した。

3月12日には、地震・津波により損壊した東京電力福島第一原子力発電所1号機建屋で水素爆発が発生し、3月14日には3号機の建屋が水素爆発して、福島県内に放射能汚染が広がり、福島市は3月15日の夕刻、最大 $24\mu\text{Sv/h}$ の放射線量を計測した。これは放射性物質が高濃度に含まれた放射性プルームが福島市上空を北西方向に通過したため、多量の放射性物質が市内に飛散した。

3. 復旧作業

震災発生の翌週より本格的に復旧作業を開始した。まず、当館の執務室を文化会館大ホール脇のリハーサル室に仮移転、(財)福島県文化振興事業団総務課や事業課と共同の仮事務室として、当面ここで事務を行った。仮事務室には電話線を引き込み、ネットワークサーバーやプリンター複合機などを移設して外部との通信ができるようにした外、テレビを運び込んで緊急地震速報などをリアルタイムで受信し、万一の際には速やかな屋外退避ができるようにした。

当館の復旧作業は、建物の修復と内部の復旧に分かれるが、建物については当面破損した展示室の大ガラスを取り除いて合板を嵌め込む応急処置のみを行った。窓ガラスの亀裂についてはガムテープを貼って破損を防止する処置に留めた。文化会館と合わせるとガラスの破損は100枚近くに及ぶ。廊下の壁面崩壊箇所は広くビニールで覆い、壁材の散乱を防いだ。建物の本格的な修復については県の予算措置を待つこととなった。

震災直後は漏電や給水配水管漏れなどが危惧されたため、建物内部の漏電検査を行い、入館して作業する時間帯のみ通電し、館内の水道やトイレについては使用を止めた。館内における復旧作業は余震が頻繁に発生していることから避難路を確保して保安帽をかぶりながらの作業となった。実際、何度も余震により館の外への避難を余儀なくされた。

当館内部の復旧については、事務室・資料整理



閲覧室被災状況

室・閲覧室・研究室や文書庫・収蔵庫内における倒壊書棚や散乱資料の整理を行った。まず割れ落ちたガラス破片や剥落した壁体破片を撤去した後、展示室で開催していた平成22年度収蔵資料展「新公開資料展2010」の展示資料の収納を行った。続いて文書庫に保管していた地震により散乱した民間放送局から寄託を受けたフィルムの取り出しを行った。古いニュース映像のフィルムでフィルムが散乱した文書庫内には酢酸の匂いが充満し、余震によるフィルムどうしの摩擦により発火する危険性があるため、優先的に文書庫から搬出して展示室に仮保管した。その後各部屋ならびに文書庫・収蔵庫の復旧作業にとりかかった。

文書庫・収蔵庫の復旧については今後の地震対策に配慮しながら行った。古文書や県庁文書・書籍などの収蔵資料の棚再配架にあたっては、全ての棚に落下防止のためのロープを張って行った。県指定重要文化財の地籍図・丈量帳については薄葉紙で梱包し、収納箱に入れて棚に配架し落下防止措置を施した。落下防止措置は本来ならば専用のベルトを用いなければならないが、棚落下防止ベルトの単価が高額のため、当面ロープで代用することにした。

当館の建物については3月31日に県の応急危険度判定を受け、使用可能の判定が下された。判定結果を受けて文書庫・収蔵庫の復旧作業と併せて事務室の復旧作業を急ぎ、4月25日から再び当館事務室で執務が可能になった。

震災後しばらく経過してから、地籍図・丈量帳(写)の閲覧希望件数が増加してきた。しかし閲覧室は来館者が安全に資料閲覧できるまでには復旧しておらず、その都度別室にて閲覧に対応してきた。地籍図・丈量帳(写)については震災復旧工事に絡む土地の調査件数が増えたこともあり各市町村や測量・建設会社などから連日のように閲覧請求があり、その実務性から即応が求められるため、地震により散乱した資料の復旧作業の中で再配架を最優先に行った。続いて官報の復旧も進んだことから、5月9日に当館を再開館し、とりあえず地籍図・丈量帳(写)と官報の閲覧から利用を

受け付けることとした。ただしこの時点では閲覧室が完全には復旧しておらず当面は別室において閲覧利用に供した。その間閲覧室で安全に資料閲覧できるように復旧作業を急ぎ、6月14日から平常通り閲覧室においての資料閲覧が可能となった。さらに、明治・大正期県庁文書や神社庁文書、既公表の諸家寄託文書など再配置が完了した資料についても順次閲覧に供した。閲覧可能な資料の情報などについては当館のホームページにおいて公開し、閲覧資料の範囲拡大等についてはその都度更新した。

復旧作業が進捗した段階で平成23年度の歴史資料館事業計画についても震災前に作成した計画を見直して新たな計画を作成した。

8月13日には文化会館が大ホールや3階展示室を除いて部分開館した。

当館も8月20日より平成23年度収蔵資料展『公文書管理法施行記念 公文書でみる明治時代』をオープンした。しかし空調設備は復旧しておらず、冷房なしのため、夏場の来館者には扇風機・除湿機で対応せざるを得なかった。

収蔵資料展の他、古文書講座や地域史研究講習会・フィルム上映会などについても開催日時と場所が決定し、順次開催する運びとなった。

4. ふくしま歴史資料保存ネットワークの活動

これら震災復旧作業と平行して、昨年度発足したふくしま歴史資料保存ネットワークの支援活動も行っている。ふくしま歴史資料保存ネットワークは歴史資料救済を目的に発足した有志の連携体である。福島県史学会・国立大学法人福島大学・福島県立博物館・福島県文化振興事業団が呼びかけ人となって2010年11月27日に発足したが、発足して4箇月足らずで今回の震災に遭遇することとなった。急遽実働体制を構築し、福島大学行政政策学類阿部浩一研究室に事務局を置き、当館を連絡・問い合わせ窓口として活動を開始した。当館はボランティアのコーディネーターが主な役割であるが、震災後の資料救出要請が相次ぎ、実質的

にはネットワークの中心となって活動を行っている。現在まで救出要請に応じて各被災地に出向いて被災資料の救出を行い、救出資料のリスト作成やクリーニングなどを実施している。現時点で震災に対応した救出活動件数は36件のほり、活動箇所は浜通りの南相馬市・飯館村・いわき市、中通りの国見町・伊達市・福島市・郡山市・須賀川市、会津の会津若松市におよぶ。救出対象となった資料は、古文書・典籍・書画・古写真・武具・仏像・絵馬・民具・考古資料などである。

5. 今後の課題

以上が福島県歴史資料館の震災被害ならびに復旧作業の概要であるが、当館の設備のなかで空調設備が復旧しておらず、現在は応急的に除湿機で湿度管理を図っているが、機械空調ができない期間の防虫・防カビ対策が喫緊の課題となっている。

今回の大震災は、震度6弱～6強の揺れと津波による被害が大きく、特に福島県浜通りの海岸線は軒並み津波被害を受けている。死者1,800人以上、行方不明者100人以上、全壊家屋17,000棟以上、半壊家屋43,000棟以上という甚大な被害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により自治体ごと避難を余儀なくされた自治体も6町3村にわたっている。避難を余儀なくされた自治体は公文書を持ち出す間もなく地元を脱出しており、一時帰宅等の処置等により自治体の行政機能に必要な最低限の公文書の搬出はなさ



文書庫被災状況

れているが、ほとんどの保存文書は庁舎に保管されたままの状態となっている。さらにそれぞれの町村の歴史資料館や歴史民俗資料館等の歴史資料・文化財を保管・展示する施設も、収蔵資料ごと地

元に残したままである。それらについては他の市町村に搬出する計画も立っていないのが現状である。今後、そういった問題にどのように対処してゆくかが課題となろう。